

令和5年6月16日

文教警察委員会資料

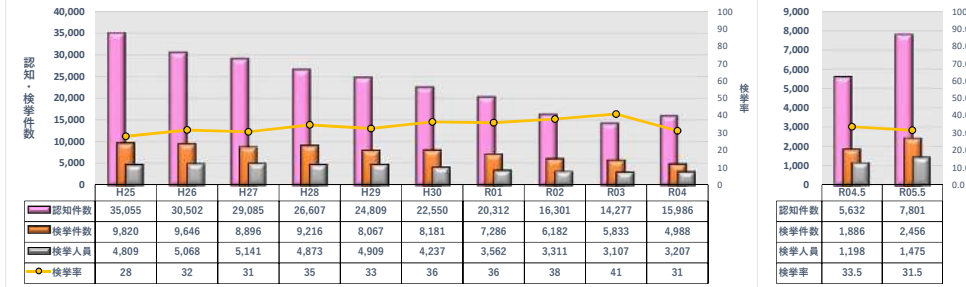
(ページ)

- 茨城県の治安概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 茨城県警察の重点施策・推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 警察組織を支える人材の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 住宅侵入窃盗の被害現状と抑止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 巡回連絡を活用した高齢者総合安全対策の推進/夏期における水難事故防止対策
・・ 5
- ニセ電話詐欺の現状と対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 横断歩行者交通事故防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る警察の対応について・・・・・・・・・・ 8
- 大規模災害対策・大規模行事の開催に向けた警備諸対策・・・・・・・・・・・・・・ 9

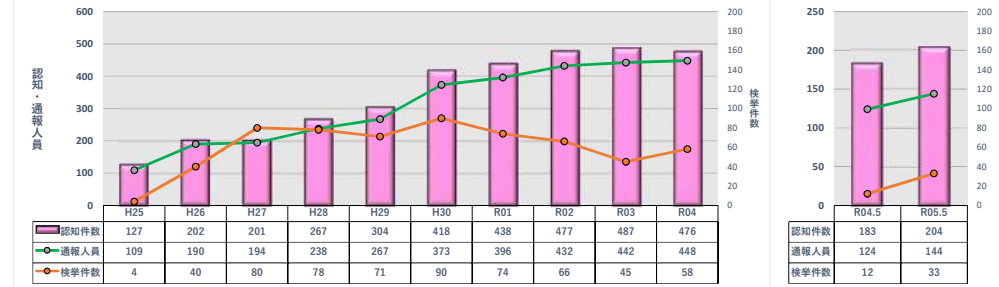
茨城県警察本部

茨城県の治安概況

1 刑法犯の認知・検挙状況

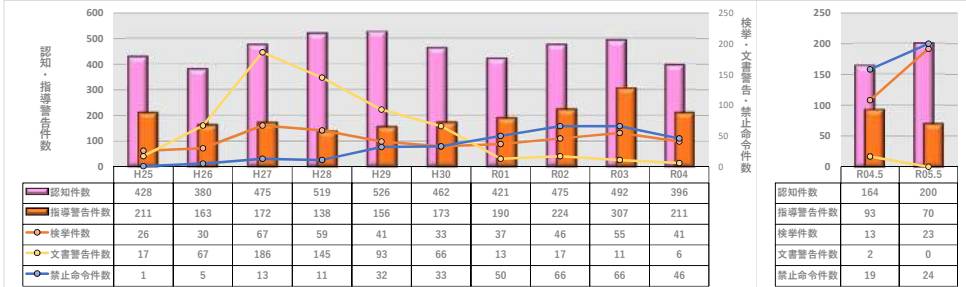


(4) 高齢者虐待事案の認知・検挙・通報状況

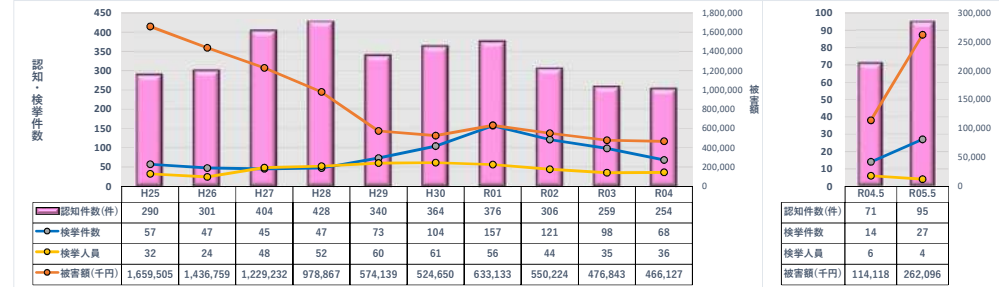


2 人身安全関連事案の認知・検挙等の状況

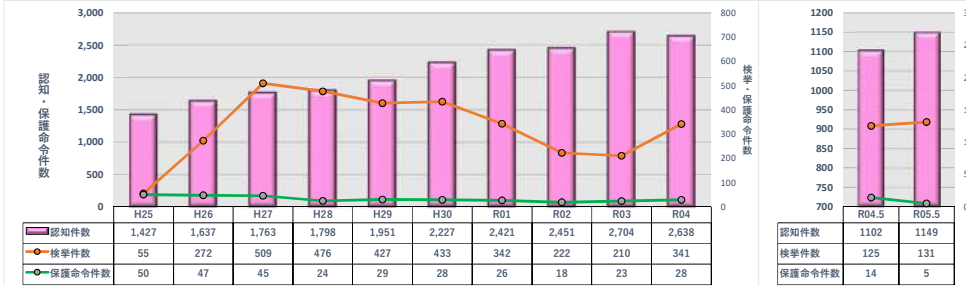
(1) ストーカー事案の認知・検挙・警告状況



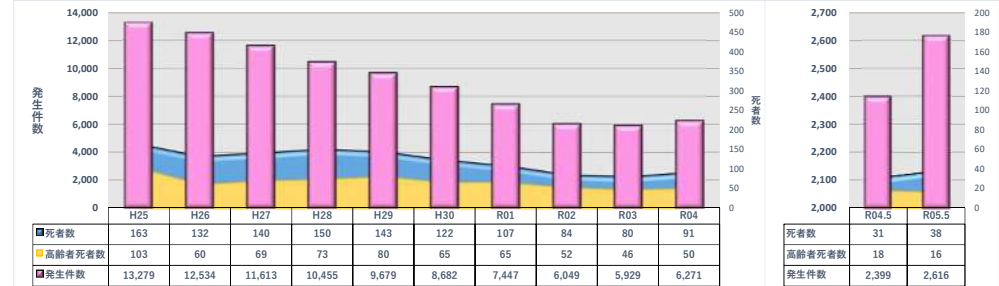
3 ニセ電話詐欺の認知・検挙・被害額状況



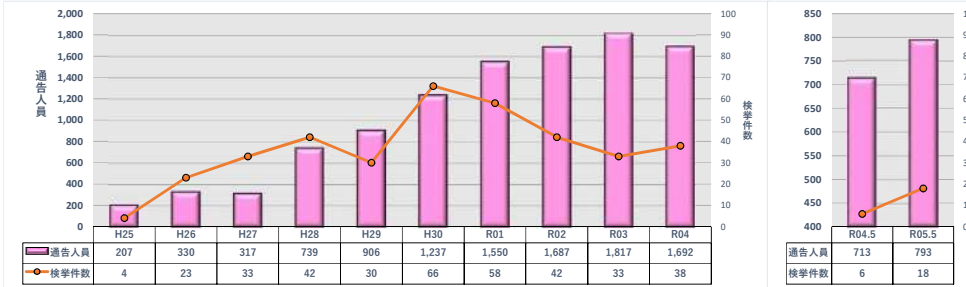
(2) DV事案の認知・検挙・保護命令状況



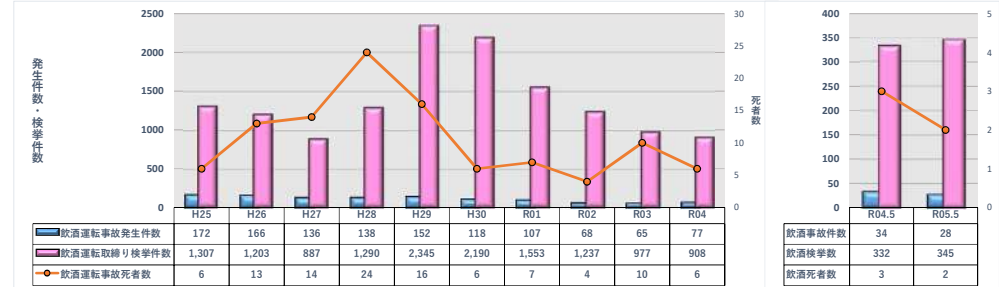
4 交通事故の発生状況



(3) 児童虐待事案の通告・検挙状況



5 飲酒運転の取締り・飲酒運転による事故の発生状況



茨城県警察の重点施策・推進状況

巡回連絡を活用した高齢者総合安全対策の推進

～巡回連絡による一対一での面接活動で県民との信頼関係を構築～


【事件・事故、災害の具体的被害状況の教示】

- 自分は騙されないと思っている人が電話に出てニセ電話詐欺グループに騙されている
- 令和4年中の住宅対象侵入窃盗のうち、無施錠被害が約4割
- 令和4年中の夜間における歩行者死者23人中、反射材着用者は0人
- 大雨等の災害では、自分は被害に遭わないというバイアスにより逃げ遅れる可能性がある

【事件・事故、災害に対する具体的対策の働き掛け】


①ニセ電話詐欺防止対策

留守番電話機能の設定




②住宅侵入窃盗防止対策

常時施錠の習慣付け、フィルムの貼付




③歩行者事故防止対策

夜行反射材の着用



④災害被害防止対策

近隣住民と連携した早期避難



1 茨城県警察防犯アプリ「いばらきポリス」の利用促進

- 特徴**
本年3月1日から新たに運用を開始したスマートフォン向け防犯アプリ。周辺の犯罪発生状況や不審者情報などを地図上で確認したり、「ひばりくん防犯メール」で事件事故等に関する情報を受信することができる。
- ダウンロード数**
本年5月末現在、約28,000件

茨城県警察防犯アプリ「いばらきポリス」

登録用二次元コード

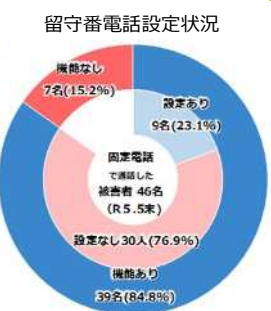


iOS端末 (iPhone等) android端末



2 ニセ電話詐欺防止対策

- ニセ電話詐欺被害の特徴**
令和5年5月末の県内のニセ電話詐欺事件被害は95件。うち、固定電話への架電が端緒となったケースは46件。高齢者（65歳以上）のニセ電話詐欺被害は65件。
- 留守番電話機能の設定**
令和5年6月1日以降、高齢者世帯約53万世帯全てに巡回連絡を実施、警察官が訪問先の固定電話を常時留守番電話に設定して犯人からの電話を受けないための対策を推進



3 住宅侵入窃盗防止対策

- 住宅侵入窃盗の特徴**
 - ・ 昨年中、県内の住宅侵入窃盗認知件数1,004件。犯罪率（人口当たりの認知件数）全国ワースト
 - ・ うち、437件（約43%）が無施錠で被害
- 常時施錠の習慣付けと防犯フィルム貼付などによる窓ガラスの強化**
 - ・ 外出時はもちろん、就寝時や在宅時も「鍵かけの徹底」を呼びかけ
 - ・ 防犯フィルムの貼付や補助錠による窓ガラスの強化を呼びかけ

4 歩行者事故防止対策

- 死亡事故の特徴**
 - ・ 昨年中の死亡事故全体では「前方不注意」が約30%を占め、全国平均の約1.2倍
 - ・ 平成30年以降、歩行者死亡事故の最大原因は「前方不注意」で、夜間5.4%、昼間2.5%を占める
- 夜間の対策～反射材の貼付活動**
 - ・ 高齢者に反射材の有効性を説明し、反射材を直接貼付
- 昼間の対策～横断歩行者妨害の取締りの徹底**
 - ・ 本年5月末現在、1,361件を検挙（過去10年間平均の約3倍）
- 道路交通環境の改善～止まりやすい横断歩道対策**
 - ・ 道路管理者と連携し坂道の横断歩道対策を実施
 - ・ 減速を促す強調道路表示、横断歩道のカラー表示
- 飲酒運転の取締りの徹底等**
 - ・ 本年5月末現在、347件検挙（昨年同期とほぼ同数）
 - ・ 県内全運転代行業者（332社）に「目的地までの確実な搬送」チラシを配布

なぜあなたは反射材を貼付しないのですか？

歩行者の安全確保に重要な役割を果たす「反射材」

反射材なし
・ 反射材は悪評多い
・ 貼付しにくい

反射材あり
・ 自分自身は自分で守る
・ 反射材が貼付されたらいい

夜間（ロービーム）：40mより先は真っ暗

近く（40m）：まだ真っ暗

遠く（40m）：反射材を身に付けている歩行者は発見しやすくなる

車が減速せずに衝突!!

歩行者に気付かず衝突!!

死亡事故!!

死亡事故ゼロ

※令和4年中、夜間の歩行者事故の死者23人のうち、反射材を身に付けていた人は0人

※令和4年中、1人1歩行者死亡事故

資料では、夜間の歩行者事故を減らすため、反射材を親等へ直接つける活動を推進しています。ご理解とご協力をお願いします。

茨城県警察

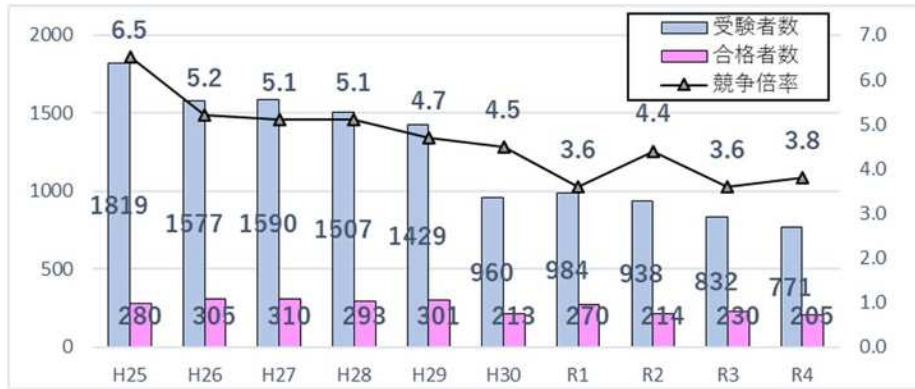
5 県民の適正な避難等・防災意識向上対策

- 災害時の避難をめぐる特徴**
 - ・ 「これまで災害に遭っていない」「近隣住民も避難していない」等の意識
- 自主防災組織・防災リーダーとの連携**
 - ・ 各地域の組織やリーダーに「早期の自主避難」を働き掛け
- 近隣住民同士が連携した早期避難**
 - ・ 防災意識向上を目的とした防災講話の実施
- 災害等緊急事態に備えた指導・支援の強化**
 - ・ 警察署への指導、支援を強化 ～豪雨災害を想定した舟艇による救出救助訓練等

警察組織を支える人材の確保について

1 警察官採用情勢

(1) 警察官採用試験の受験者数等の推移



(2) 令和5年度警察官採用試験（第1回）の実施状況

受験申込者数 461人（前年比-130）
受験者数 360人（受験率78.1%）

2 人材確保に向けた取組

- 全職員が「リクルーター」
- 採用キャッチコピー「本気で挑む」



(1) 警察官採用区分「職務経験」の新設等

- ・ 基礎能力検査（SPI）を導入
- ・ 民間企業、団体、国・地方公共団体等における職務経験を5年以上有する者が対象
- ・ このほか
受験者の利便性を考慮した試験会場の変更（水戸、つくば、取手）
受験年齢上限引き上げ（35歳未満まで）
を実施

(2) リアル空間での採用活動

試験セミナー



業務体験



オープンキャンパス



(3) SNS等による情報発信の強化

「カミナリ」体験動画



Twitter投稿

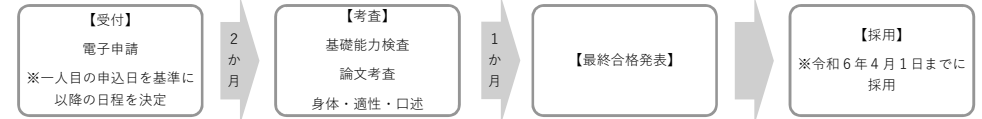


水戸駅前ビジョン



3 サイバー犯罪捜査官の募集

(1) サイバー犯罪捜査官採用選考の実施



(2) 広報対策

- サイバー犯罪捜査官採用キャッチコピー「求む！サイバー捜査のプロフェッショナル」

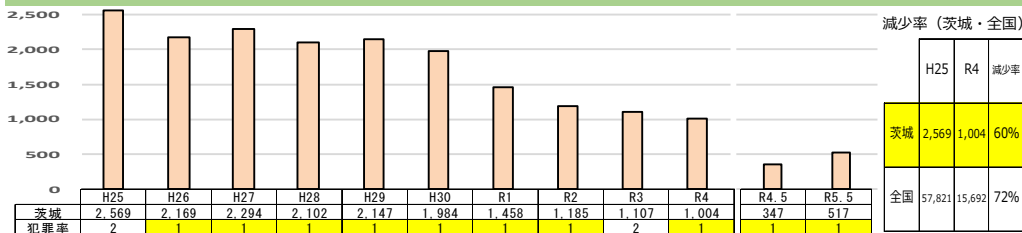


住宅侵入窃盗の被害現状と抑止対策

住宅侵入窃盗の被害現状と抑止対策

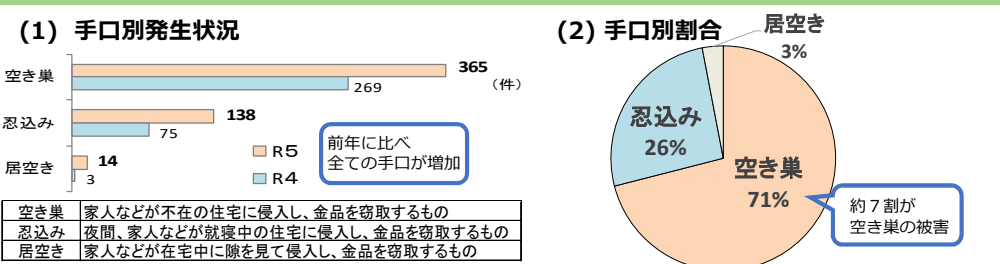
- 令和5年5月末の認知件数517件
- 犯罪率（人口当たりの認知件数） 全国ワースト

1 認知件数の推移

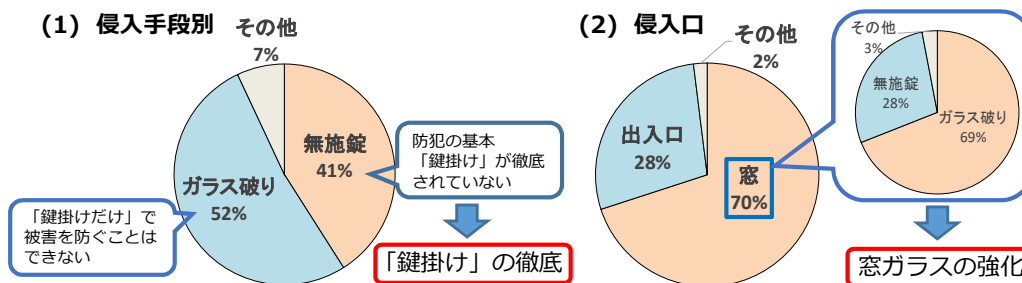


- 認知件数は過去10年間で6割減少
- 全国と比べて減少率が小さく、犯罪率は高水準で推移

2 手口



3 侵入手段



4 具体的対策

- 常時施錠の習慣付け**
 - 約4割は「無施錠」での被害
 - 鍵掛けは、手間や費用を掛けず、誰もが実行可能な防犯の基本
- 窓ガラスの強化**
 - 約5割は「ガラス破り」での被害
 - 侵入に5分以上掛かると、約7割が侵入を諦める
 - 防犯フィルムや補助錠を使用し、侵入に掛かる時間を引き延ばす
- 屋外の防犯環境の強化**
 - 「防犯砂利（音）」「センサーライト（光）」「防犯カメラ（監視の目）」を設置することで、狙われにくい環境をつくる



5 具体的な対策を浸透させるための取組

- 防犯指導**
 - 巡回連絡の際、防犯チラシを使用して具体的な防犯指導を実施
 - 警察官が現状と対策を直接働き掛けることで、県民の防犯意識を高め、自主的な防犯行動を促進
- 情報発信**
 - 被害の現状と具体的対策による効果や好事例について防犯アプリ「いばらきポリス」による情報発信
 - マスメディアへの積極的な広報などにより周知



6 防犯アプリ「いばらきポリス」の利用促進

- 主な機能**
 - 周辺の「犯罪」「不審者」「交通事故」の各情報をマップ上に表示
 - アプリ内で「ひばりくん防犯メール」「県警ホームページ」「公式SNS」を閲覧
 - 防犯ブザーや痴漢撃退機能、パトロール支援機能など
- 利用者の特徴**
 - 5月末のダウンロード数は約28,000件
 - 利用者は40～60代が約半数を占める
- 利用促進に向けた取組**
 - あらゆる警察活動や各種イベント等を通じた周知活動
 - 市町村や学校等への働き掛け
 - 民間団体・企業等と連携した利用促進活動



○ 巡回連絡を活用した高齢者総合安全対策の推進

推進事項

- 犯罪被害者や交通事故の当事者となりやすい65歳以上の高齢者が居住する家庭に対して巡回連絡を推進し、安全対策を図る

1 推進体制

- (1) 期間
令和5年6月1日から当面の間
- (2) 活動人員
各署地域警察官等 約1,500人体制
- (3) 対象世帯・目標
県内の高齢者世帯約53万世帯を年間で1巡



2 巡回連絡

- (1) 交番や駐在所の地域警察官が、担当する地域の家庭、事業所等を訪問
- (2) 犯罪や事故防止についての必要な指導・連絡や地域住民からの意見や要望を聴取

3 具体的な取組

- (1) 地域警察官が、高齢者宅を一軒一軒訪問し、信頼関係を構築
- (2) 発生状況や手口など具体的な数値を示しながら、丁寧に説明
- (3) 具体的な対策を直接指導

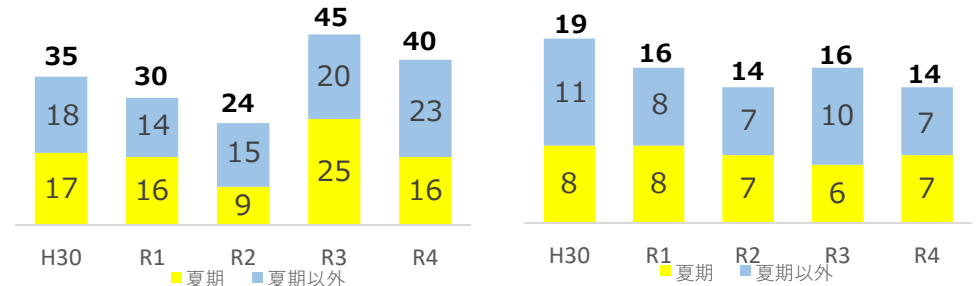
4 期待される効果

- (1) 信頼する警察官からの直接の指導等により、各対策が実践されやすく、高齢者のディフェンス力向上に繋がる。
- (2) 巡回連絡中の移動はパトロールとなるため、多くの制服警察官による「見せる」活動ができ、犯罪の抑止、住民の安心感の醸成に繋がる。

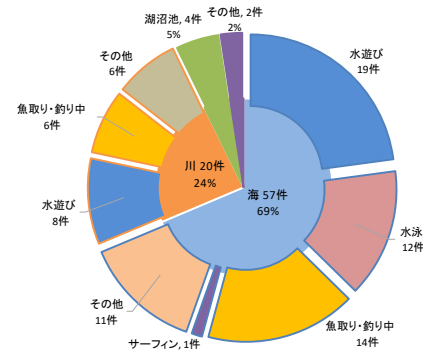
○ 夏期における水難事故防止対策

1 夏期（6月から8月）における水難事故発生状況（過去5年間）

- (1) 水難事故発生件数（過去5年間）
(年間合計173件 夏期合計83件)
- (2) 水難事故死者数（過去5年間）
(年間合計79人 夏期合計36人)



(3) 場所別・行為別発生状況 (夏期合計83件中)



2 対策

- (1) パトロールによる水難危険箇所の警戒
ヘッドランド、水難事故発生場所等の警戒
- (2) 広報啓発活動の推進
チラシの作成・配布、あらゆる広報媒体の活用、防犯講話等における危険性の周知
- (3) 関係機関と連携した対策の推進
 - ・ 県、茨城海上保安部、消防等との連携
 - ・ 合同パトロールや水難救助訓練の実施
- (4) 迅速な事案対応
事案発生時における迅速な対応、捜索、救助体制の構築、人命救助の実施



【外国人向けチラシ】

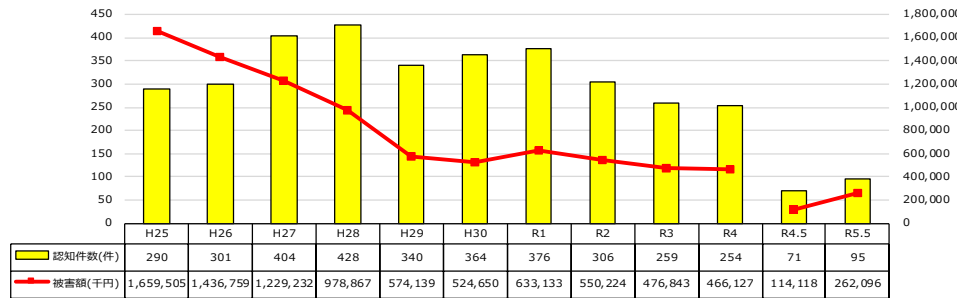


【警備艇「ときわ」】

二セ電話詐欺の現状と対策

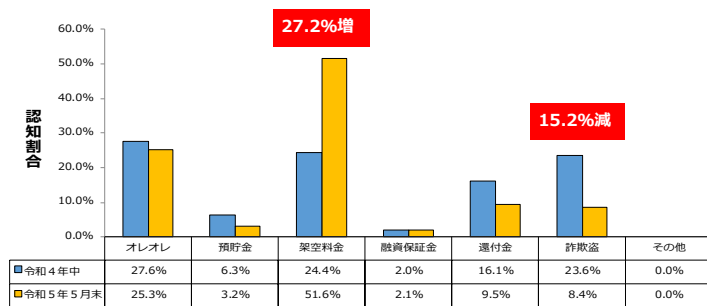
1 認知件数・被害額

- 認知件数・被害額の推移
 - ・ 過去10年間では、認知件数被害額ともに減少傾向
 - ・ 本年は前年と比較して認知件数、被害額ともに増加
→ 架空料金請求詐欺及びオレオレ詐欺の増加が主な要因



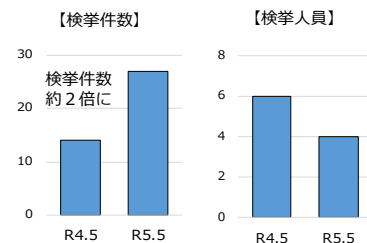
2 手口別発生割合

- 特徴
 - ・ 昨年中の発生状況と比較すると手口が変遷（架空料金請求詐欺増→詐欺盗減）
→ 県民の方々に抵抗力を付けさせないよう犯人グループが短期間で手口を変えている可能性



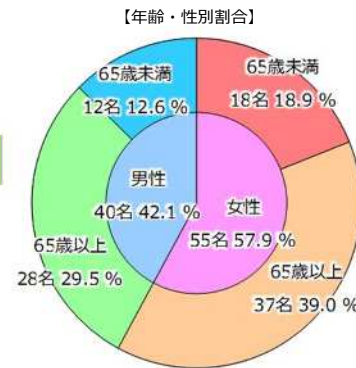
3 検挙件数・検挙人員

- 検挙件数
27件（前年比：+13件）
- 検挙人員
4名（前年比：-2名）



4 被害者年齢・性別

- 年齢・性別
 - ・ 被害者の約7割が高齢者
→ 高齢者を中心に最新手口を周知させるとともに留守番電話設定で犯人からの電話を直接受けないための対策を講じることが必要
- 手口別・年代別認知件数
 - ・ オレオレ詐欺、詐欺盗では70歳代と80歳代の女性に被害が集中
 - ・ 架空料金請求詐欺では幅広い年代で被害が発生しているが、特に70歳代の男性に被害が集中
→ 被害に遭った70歳代の男性18名中14名がパソコンのウイルス除去費用名目



【手口別・年代別被害状況】

手口別	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳代		80歳代		90歳代		合計	
	男女		男女		男女		男女		65歳未満		65歳以上		男女		男女		男女	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
オレオレ									1	1	3	7	3	9			6	18
預貯金												1	2				0	3
架空料金	1				1	4	5	5	2	4	2	18	6	1			33	16
融資保証金		1			1												1	1
送付金											9						0	9
詐欺盗													4		4		0	8
その他																	0	0
合計	1	1	0	0	2	0	4	5	5	12	4	3	21	18	3	16	0	40

5 対策

- 被害防止対策
 - ・ 不審電話を防ぐ「留守番電話設定」の普及促進
 - ・ 市町村や自治会等との連携による高齢者に配慮した注意喚起
 - ・ コンビニエンスストアとの連携による被害防止
→ 本年発生した架空料金請求49件中、電子マネー利用権を騙し取られたのは31件
- 検挙対策
 - ・ だまされた振り作戦や職務質問による受け子被疑者の検挙
 - ・ 突き上げ捜査による詐欺集団の壊滅
- 犯行ツール対策
 - ・ 犯行に利用された預貯金口座等の即時凍結
 - ・ 犯行電話番号の利用停止要請
 - ・ 口座の不正譲渡や携帯電話の不正契約等の取締り



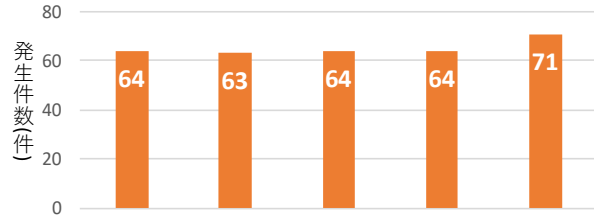
【二セ電話詐欺防止マスコットキャラクター】
アクト・ジー (ACT-G)

横断歩行者交通事故防止対策

1 自動車対歩行者の交通事故発生状況

(1) 信号機のない横断歩道における交通事故の現状

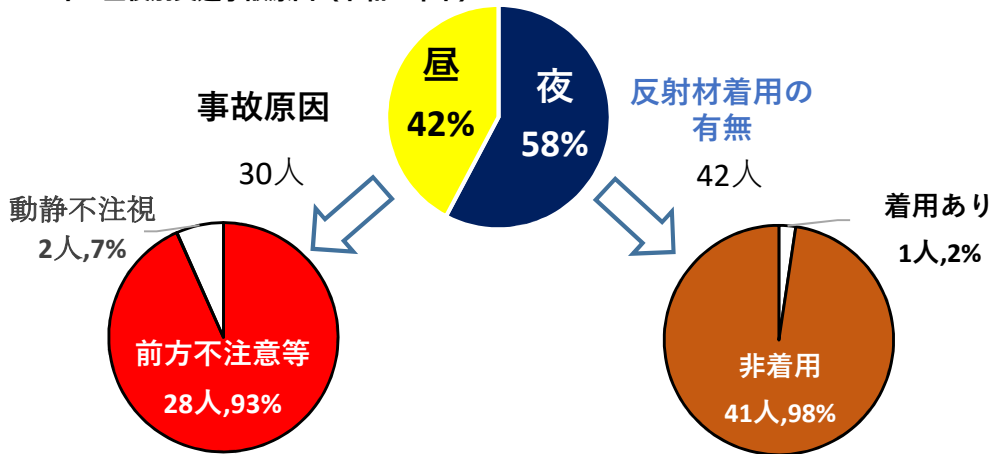
ア 交通事故発生状況



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
発生件数(件)	64	63	64	64	71
死者数(人)	2	5	6	3	2

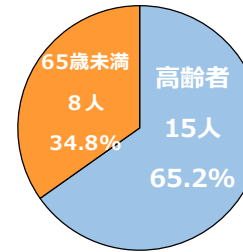
※ 発生件数はほぼ横ばいで推移。令和4年：71件72人

イ 昼夜別交通事故原因(令和4年中)



- ・ 昼間における事故原因は、前方不注意等が9割を占める。
- ・ 夜間における反射材着用は1人(2%)で、非着用が41人(98%)と9割以上を占める。

(2) 夜間における歩行中死者の反射材着用状況(令和4年中) 死者23人全員が反射材非着用



死者の年齢構成

独居・同居世帯の割合

夜間死者23人中・・・独居5人、同居18人
(内 高齢死者15人中・・・独居3人、同居12人)
※死者の約8割が同居世帯

2 対策

(1) 昼間における対策

- 横断歩行者等妨害等に対する更なる指導取締りの推進
- ア 交通事故実態や取締要望等を踏まえた交通指導取締りの実施
- イ 取締情報や横断歩道における歩行者優先義務に係る広報の実施

(2) 夜間における対策

- 反射材の直接貼付活動の推進
- ア 巡回連絡や街頭活動等を通じた直接貼付活動の実施
- イ 反射材着用意識の醸成(同居の家族に対する働きかけ)

(3) 道路環境対策

- 横断歩行者保護を目的としたハード面対策の推進
- ア 下り坂に設置された横断歩道対策
- イ 通学路の横断歩道対策



横断歩行者妨害の指導取締り



反射材の直接貼付



横断歩道対策



通学路の横断歩道対策

梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る県警察の対応について

1 気象警報の発表状況

- (1) 大雨警報 6/2（金）14:40～6/3（土）14:46 39市町村
- (2) 洪水警報 6/2（金）16:19～6/4（日）1:10 25市町村

2 被害状況等（6/13 16:00現在）

- (1) 人的被害
軽傷5名（龍ヶ崎市1、牛久市1、行方市2、鉾田市1）
- (2) 建物被害
床上浸水474棟（436棟）、床下浸水311棟（166棟）
※（ ）内は取手市、空き家店舗など非住家被害を含む。

3 避難状況（6/13 16:00現在）

- (1) 避難情報等の発令状況（6/2～6/4）
避難指示 20市町村 対象世帯72,993世帯 159,762名
- (2) 避難所開設（6/2～6/12）
34市町村 138か所 213世帯 避難者数364名
※ 6/12、全ての避難者が退所

4 主な警察措置

- (1) 警備体制
警備部長を長とする災害警備対策室
- (2) 交通対策
冠水道路等の交通規制を実施（県内45か所）
- (3) 県警へりによる情報収集・映像配信
県警へり「ひばり」が撮影した被災地映像を県警災害警備対策室へ配信
- (4) その他（取手市双葉地内における浸水に伴う対応）
ア 取手署第二機動隊員等が双葉地内での交通規制を実施
イ 住民避難先である「取手グリーンスポーツセンター」において被災者支援を実施
ウ 双葉地内の浸水地域における防犯パトロールの実施
- (5) 警察による救助等
消防と連携を図りながら、浸水家屋・水没車両からの救助、崖崩落に伴う避難誘導を実施

大規模災害対策・大規模行事の開催に向けた警備諸対策

1 大規模災害対策

(1) 災害をめぐる情勢

- ・ 本年の主な災害発生状況
- ・ 懸念される主な大規模災害

災害種別	内容
茨城県南部地震	県南・県西を中心に揺れや火災による被害
県北部の活断層による地震	県北の沿岸部で揺れによる被害
茨城県沖から房総半島沖の地震	県央から鹿行、県南にかけて液状化や揺れによる被害、沿岸部全域への津波による被害
局地的な豪雨による土砂災害	県内の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域における被害

(2) 平素からの備え

- ・ 各種教養・訓練を通じた職員の災害対処能力の向上
- ・ 自主防災組織等に対する防災講話や自主避難訓練の働きかけ
- ・ 高齢者宅を中心とした巡回連絡における啓発指導
- ・ 広報啓発動画の作成と拡散



舟艇による救出救助訓練



ヘリによる救出救助訓練

2 大規模行事の開催に向けた警備諸対策

(1) 警備体制の構築

- ・ 警備部参事官を長とする総合警備対策室の発足

(2) 警衛・警護の徹底

- ・ 警護対象者等との連携
- ・ 銃器攻撃への対処等を含めた実践的かつ高度な訓練

(3) 警戒警備の強化

- ・ テロ関連情報を幅広く収集・分析
- ・ 大規模集客施設や公共交通機関等に対する警戒警備を強化

(4) 関係機関・団体との連携

- ・ 海上保安庁や税関等との合同訓練
- ・ 爆発物の原料となり得る化学物質を取り扱う事業者に対するロールプレイング訓練
- ・ 重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃を想定した共同対処訓練

(5) 総合的な交通対策の推進

- ・ 一般交通への影響に配慮した的確な交通対策



銃撃事件を想定した警護訓練



海港からの密入国によるテロを想定した合同訓練

令和5年6月16日

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

(公財) 茨城県暴力追放推進センター

茨城県警察本部

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県暴力追放推進センター		
② 所在地	茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号		
③ 設立年月日	平成4年6月16日		
④ 代表者名	理事長 島村 宏		
⑤ 基本財産	804,311千円		
⑥ 設立根拠	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3		
⑦ 設立目的・経緯	暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする。		
⑧ 組織	役職員数	理事8人	監事2人 常勤職員5人
	組織機構（課所単位まで）		
⑨ 出資状況	（上位5団体，出資者名，金額，割合） 1 茨城県 300,000千円（37.3%） 2 水戸市 7,734千円（1%） 3 日立市 6,450千円（0.8%） 4 つくば市 5,240千円（0.7%） 5 古河市 4,620千円（0.6%）		
⑩ 資産状況 （令和5年3月末現在）	（単位：千円）		
		金額	摘要
	流動資産	6,342	現金預金，未収金，前払金
	固定資産	843,680	基本財産，特定資産，その他
	資産合計	850,022	
	流動負債	461	未払金，預り金
	固定負債	0	
	負債合計	461	
	正味財産	849,561	

2 令和4年度事業実績

(1) 事業内容

ア 広報啓発事業

○ 広報啓発活動

- ・ 暴追センターのホームページに不当要求防止責任者講習実施予定、暴力追放茨城県民大会開催予定、暴力団関係事件発生状況等を掲載
- ・ 暴追センター機関誌「暴追茨城」(76号)の発行
- ・ リーフレット「暴追センターをご存じですか」、ポスター「暴力団追放」及びカレンダーを関係団体、各種事業所等に配布
- ・ 暴追センターの相談事業、暴追県民大会開催等についてラジオスポット放送により広報実施

○ 視聴覚教材の貸出

事業所・関係機関等に対し、暴追センター備付けの暴排DVD等の貸出

○ 暴力団排除意識の高揚

令和4年10月20日、暴力団排除意識の高揚と浸透を図るため、ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホールにおいて「令和4年暴力追放茨城県民大会」を開催
暴力団排除団体関係者等約750名が参加

イ 相談・助言事業

○ 暴力団員による不当な行為の被害者等からの相談

常勤相談委員4名、非常勤相談委員8名の合計12名の相談委員体制により、民事、刑事を問わず暴力団に関する相談を受理し、問題解決に努めた
令和4年度の相談受理件数は760件 前年度比-63件(-7.6%)の減少

○ 暴力団事務所付近住民等からの相談

令和4年度の暴力団事務所付近住民等からの相談はなし

○ 少年からの相談

相談事業等を通じて少年に対する暴力団組織への加入強要、勧誘等被害防止対策の指導を実施

少年からの相談はなし

○ 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団組織からの離脱者、離脱希望者からの離脱相談、就労相談等に対し警察などと連携し支援を実施

○ 研修会等への講師の派遣

各地域、職域の暴力団排除活動団体等が主催する研修会等へ講師を派遣し、暴力団員からの不当要求による被害等を防止するための講話を実施

令和4年度は以下に記載のとおり12回、649名に対し対応要領等を指導

- ・ 茨城租税債権管理機構新人職員研修会 (R4.4.6 水戸合同庁舎 15名)
- ・ 茨城県銀行警察連絡協議会総会 (R4.5.20 茨城県産業会館 23名)
- ・ 茨城県公共料金等暴力対策協議会代表幹事会 (R4.6.21 東京電力茨城総支社 13名)
- ・ 生命保険協会茨城県協会不当要求防止責任者研修会 (R4.9.8 京成ホテル 30名)
- ・ 茨城県少年指導委員ブロック別研修会 (R4.10.27 神栖市平泉コミセン等 428名)
- ・ 茨城県銀行警察連絡協議会運営委員会 (R4.11.15 茨城県産業会館 21名)
- ・ 茨城県公共料金等暴力対策協議会会員研修会 (R5.1.23 ザ・ヒロサワ・シティ会館 35名)
- ・ 茨城県損保警察連絡協議会総会 (R5.2.6 フェリベールサンシャイン 35名)
- ・ 茨城県警備業協会暴力団対策協議 (R5.3.24 ホテルザウエストヒルズ 15名)

ウ 助成・貸付事業

○ 被害者見舞金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター被害者見舞金支給規程」による支給該当者はなし

○ 民事訴訟費用貸付

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター貸付金規程」による貸付該当者はなし。

○ 暴力団追放活動支援金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団排除活動支援金支給規程」に基づき、茨城県弁護士会民事介入暴力対策委員会に対し、支援金を支給

○ 離脱者雇用給付金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団離脱者雇用給付金支給規程」による支給該当者はなし

エ 講習・研修事業

○ 不当要求防止責任者講習

令和4年度は、44回、受講者1,350名に対し実施（前年度比+13回、+579名）

○ 少年指導委員に対する研修

茨城県少年指導委員に対するブロック別研修会が3回開催され、少年指導委員428名に対して、少年に対する暴力団からの被害防止等について講話を実施

オ 調査・資料収集事業

暴追センター職員の人材育成及び能力開発のため、各種研修会等に参加

○ 研修会等への参加

- ・ 暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修（R4.4.21 オンライン参加）
- ・ 民事介入暴力対策全国拡大協議会沖縄大会（R4.5.13 オンライン参加）
- ・ 関東管区内暴力追放推進運動連絡協議会総会（R4.9.12 管区警察局）
- ・ 全国専務理事・事務局長等研修会（R4.9.15 東京ガーデンパレス）
- ・ 関東弁護士連合会民暴関連委員会正副委員長会議（R4.9.20 オンライン参加）
- ・ 茨城県被害者支援連絡協議会総会（R4.10.12 県庁講堂）
- ・ 民事介入暴力対策・暴追高知大会（R4.11.18 高知県）
- ・ 全国暴力追放運動中央大会（R4.11.24 明治記念館）
- ・ 関東弁護士連合会民暴研修会（R4.12.27 弁護士会館）

○ 警察、弁護士会との三者（民事介入暴力対策）協議会の開催

令和4年度の三者協議会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

○ アンケート調査の実施

不当要求防止責任者講習の際に、受講者に対し、過去における暴力団員からの不当要求行為や被害の状況、暴追センターに対する要望等についてのアンケート調査を実施

アンケート結果は8月発行の暴追センター機関誌「暴追茨城」（76号）に掲載

(2) 収支状況

財団法人の場合

株式会社の場合

(単位：千円)

		金額	摘要
基本財産運用益	営業収益	12,758	基本財産受取等 賛助会員受取会費
受取会費		9,180	
受取補助金等	営業外収益	0	責任者講習事業収益
事業収益		3,069	
その他の収入		0	
経常収益計①	経常収益計①	25,007	
事業費用	営業費用	19,240	人件費、消耗品費、印刷製本費等
管理費用	営業外費用	6,815	
経常費用計②	経常費用計②	26,055	
当期経常増減額③ (①-②)	経常利益③ (①②)	▲1,048	
経常外収益計④	特別収益計④	0	
経常外費用計⑤	特別損失計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	税引前当期純利益⑥ (②④-⑤)	0	
法人税等⑦	法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	当期純利益⑧ (⑥-⑦)	▲1,048	
正味財産期首残高⑨	前期繰越損益⑨	859,959	
当期指定正味財産増減額 ⑩	—	▲9,350	基本財産評価益
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	当期末未処分損益累計⑩ (⑧+⑨)	849,561	

(3) 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	9,180	賛助会員受取会費
補助金	0	
委託金	3,069	責任者講習事業収益
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和5年度事業計画

県警察、関係行政機関及び暴力団排除組織・団体等と連携し、県民一体となった暴力団排除活動を展開して、暴力のない安全で住みよい茨城県の実現に向け、次の事業活動を推進する。

(1) 事業内容

ア 広報啓発事業

○ 広報啓発活動の推進

- ・ 広報啓発資料の作成と活用

効果的な暴力団排除活動を推進するため、広報用暴追ティッシュ、暴排ポスター、チラシ、カレンダー等を作成配布し、広報啓発を実施する。

- ・ ホームページによる広報

ホームページの内容を随時更新し充実を図り、暴追センターの概要と事業内容の紹介、暴力団等反社会的勢力と対策の紹介、不当要求防止責任者講習の予定掲示等情報配信を行う。

- ・ 機関誌等の発行

暴追センターの活動状況、事業内容を紹介したチラシや、機関誌「暴追茨城」を作成し、関係機関、賛助会員等に配布する。

- ・ ラジオスポット放送の活用

茨城放送のスポット放送を活用し、暴追センターの事業内容、暴追大会日程等についての広報を実施する。

○ 視聴覚教材の無料貸出

暴力団等による暴力的要求行為の業種別特徴とその対応要領や、個人に向けた不当要求行為への対応要領等を紹介したDVD等を取り揃え、企業、行政機関、暴力団排除活動団体等の要請に応じて無償で貸出を行う。

○ 暴力追放県民大会の開催

県民に広く暴力団排除意識の高揚を図るため、「令和5年暴力追放茨城県民大会」を茨城県、県警察との共催により開催する。

イ 相談・助言事業

○ 暴力団員等による不当な行為に関する被害者等からの相談

暴力団員等による不当な行為全般に関する相談に応じ、問題解決のための助言・指導を行う。

○ 暴力団事務所付近住民等からの相談

暴力団事務所の使用により、付近住民等の生活の平穏又は業務の平穏が害されることを防止するための住民等による暴力団排除活動の支援事業を行う。

○ 少年からの相談

暴力団員の影響を受け、又は受けるおそれのある少年・保護者等からの相談の受理及び生活指導・助言等を行う。

○ 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団離脱希望者からの相談受理及び暴力団離脱のノウハウの教示、就労の相談・雇用企業の確保並びに社会復帰のための助言等を行う。

○ 研修会等への講師の派遣

行政機関をはじめ、地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止のために結成された組織等の研修会等へ講師を派遣し、不当な要求行為による被害を防止するための具体的な対応要領を助言・指導する。

ウ 助成・貸付事業

○ 被害者見舞金

茨城県内で発生した暴力団員による不当な行為の人的被害及び物的被害に関して、被害の程度に応じて10万円を限度として見舞金を支給する。

○ 民事訴訟費用貸付

暴力団員の不当な行為による被害に関する民事訴訟、暴力団排除対策上必要と認められる組事務所明渡し等の民事訴訟及び財産的被害修復の費用について、100万円を

限度として無利子の貸付けを行う。

- 暴力団追放活動支援金
地域・職域の暴力団追放運動組織の活動に要する経費について、10万円を限度として支援金の支給を行う。
- 離脱者雇用給付金
暴力団離脱者を雇用した事業者に対して、5万円を限度として雇用給付金を支給する。

エ 講習・研修事業

- 不当要求防止責任者講習
茨城県公安委員会からの委託を受けて、各事業所、官公庁等から選任された不当要求防止責任者に対し、県内各地での講習会及びオンラインによる講習会を実施する。
受講者の地域、職域別に対応する講習内容に努め、アンケート結果や県警察からの情報提供を踏まえ、最新の暴力団情勢に沿った講習を実施する。
- 少年指導委員に対する研修
少年指導委員が少年に対する暴力団の勧誘や加入強要等の不当な行為の予防活動に必要な知識を養うため、最新の暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態、不当な行為の対応要領等についての研修を実施する。

オ 調査・資料収集事業

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴排思想の高揚を図るための広報啓発並びに地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止活動が効果的に実施されるために必要な調査、資料収集を行う。

調査・資料収集にあたっては、全国暴力団追放運動推進センター、弁護士会等が主催する研修会への参加、県警察との情報交換、暴力団員による不当な行為に関するアンケート等により、最新の暴力団情勢の調査・資料収集を行い、その内容を事業に反映させる。

(2) 収支計画
財団法人の場合

株式会社の場合

(単位：千円)

		金額	摘要
基本財産運用益	営業収益	12,758	基本財産受取配当金等 賛助会員受取会費
受取会費		9,300	
受取補助金等	営業外収益	0	責任者講習事業収益 受取利息等
事業収益		3,679	
その他の収入		0	
経常収益計①	経常収益計①	25,737	
事業費用	営業費用	18,887	人件費、消耗品費、 印刷製本費等
管理費用	営業外費用	6,850	
経常費用計②	経常費用計②	25,737	
当期経常増減額③ (①-②)	経常利益③ (①-②)	0	
経常外収益計④	特別収益計④	0	
経常外費用計⑤	特別損失計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (③-⑤)	税引前当期純利益⑥ (④+④-⑤)	0	
法人税等⑦	法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (⑤+⑥-⑦)	当期純利益⑧ (⑥-⑦)	0	
正味財産期首残高⑨	前期繰越損益⑨	859,958	
当期指定正味財産増減額 ⑩	—	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	当期末未処分損益累計⑩ (⑧+⑨)	859,958	

(3) 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	9,300	賛助会員受取会費
補助金	0	
委託金	3,679	責任者講習事業収益
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

